

諮問番号：令和4年度高行審諮問第3号

答申番号：令和4年度高行審答申第3号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきとの審査庁の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 請求の要旨

高知市福祉事務所長が行った平成31年3月23日付けの審査請求人に対する生活保護法第78条（費用の徴収）適用及び同法同条による徴収金納付命令に関する処分（30高福管第5901号）を取り消すとの裁決を求める。

(2) 主張

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、以下の点において処分庁が行った処分は違法又は不当であると主張している。

ア 処分庁から生活保護法第78条（費用の徴収）適用及び同法同条による徴収金納付命令処分を受けたが、理由を書いていない。

イ 生命保険は母親がかけている保険であったため、受領した入院給付金は収入申告しておらず、故意ではない。入院給付金は立て替えたタクシー代、診断書代以外は全て母親に送金しており、ケーブルテレビ代等を給付金で支払ったことはない。

ウ 本件処分により、審査請求人は生活保護を侵害されている。

2 処分庁の主張

処分庁は、以下の点により、本件処分は適正な手続を経て行った適法、正当な処分であると主張している。

(1) 平成31年3月23日付け生活保護法第78条（費用の徴収）適用及び同法同条による徴収金納付命令書に適用理由を記載している。

(2) 審査請求人及び送金先である審査請求人の母から、口頭での申し出のみで挙証資料の提出は一切なく、また、審査請求人が送金したとされる入院給付金は全額引き出されず、一部を電気代・ケーブルテレビ利用料等に支払いしていることを調査により確認している。

(3) 収入の未申告や不実の申請等により不正受給を確認した場合、生活保護法第78条を適用し福祉事務所長が支弁した額を徴収することとなっており、これに基づいた処分を決定している。

- (4) 本件処分は、適正な手続を経て行った適法、正当な処分であり、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

3 審査庁の判断

審理員による審理員意見書における判断と同様に、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、裁決で、本件審査請求を棄却することが適当であるとする。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員の判断

本件審査請求の争点は、①本件処分の適用理由が生活保護法第78条（費用の徴収）適用通知及び同法同条による徴収金納付命令書に適正に記載されているか、②保護受給者を被保険者として当該保護受給者以外の者が保険契約を締結している場合に、保険契約の入院給付金等受領について生活保護法第61条による申告が必要か、③当該入院給付金等の受領を申告しなかったことが、生活保護法第78条の「不実の申請その他の不正な手段」に当たるか、④徴収金額は妥当か、ということにあるので、以下判断する。

- (1) 争点①本件処分の適用理由が生活保護法第78条（費用の徴収）適用通知及び同法同条による徴収金納付命令書に適正に記載されているか

ア 本件審査請求において、審査請求人は、本件処分についての理由を生活保護法第78条（費用の徴収）適用通知及び同法同条による徴収金納付命令書に記載していない旨主張しているが、生活保護法第78条（費用の徴収）適用通知及び同法同条による徴収金納付命令書には、生活保護法第78条の規定に基づく徴収金納付命令であること及び適用理由欄に「入院給付金の無申告による」と同条が適用された事実関係についても記載されていることから、適用理由が適正に記載されていないとの審査請求人の主張には理由がない。

- (2) 争点②保護受給者を被保険者として当該保護受給者以外の者が保険契約を締結している場合に、保険契約の入院給付金等受領について生活保護法第61条による申告が必要か

ア 生活保護法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活の需要を満たすのに十分であって、且つ、これを超えないものでなければならない（生活保護法第4条第1項及び第8条）。そして、生活保護法第25条第2項は、保護の実施機関は、

常に、被保護者の生活状態を調査すると規定しているが、当該調査のみをもってしては、被保護者の生活状態を正確に把握することが困難であり、保護の円滑かつ適正な実施に支障を来すことがあり得ることから、生活保護法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」と規定し、被保護者に収入変動に係る届出の義務を課している。

この点、特定の個人名義の預貯金口座に入金された金員は、その個人に宛ててされたものであり、その個人は当該入金に係る金員を自らの資産として活用し得るのが通常である。そのため、個人名義の預貯金口座への入金は、当該金員がその者の資産には当たらないと評価すべき事情がない限り、当該金員はその個人の収入に当たるといえ、その個人は、生活保護法第61条の規定に基づき、当該入金された金員について処分庁に申告すべき義務を負うと解すべきである。

イ 以上のことを踏まえ、本件についてみると、処分庁から提出された物件（審査請求人の預貯金口座の情報）から、当該入院給付金等は、平成30年4月6日から平成31年1月8日までの間に審査請求人名義の口座に3回振り込まれており、また、当該入院給付金等は振込日同日又は数日後にいずれもその一部が引き出されたのみで、その残金の一部が電気料等の支払いに充てられるなど、入院給付金等の一部が審査請求人の資力として費消されていることから、当該入院給付金等は、審査請求人の資産には当たらないと評価すべき事情がない限り、審査請求人の収入に当たると判断できる。

この点、審査請求人は、本件入院給付金等に係る生命保険の契約者及び保険料の払込者は保護世帯外の審査請求人の母であることから、当該入院給付金等は自分の資産ではなく、立て替えたタクシー代及び診断書代を除く当該入院給付金等を母に返金した旨主張する。

しかしながら、送金の明細書、診断書の領収書等審査請求人の資産ではないことを示す証拠が何一つ提出されておらず、処分庁が母への送金の事実を認めなかった点について不合理な点もないことから、当該入院給付金等が審査請求人の資産には当たらないと評価すべき事情は認められない。

これらの事実を踏まえると、本件入金により被保護者である審査請求人の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産が増加しているのは明らかであり、生活保護法第61条の規定に基づき、収入として申告すべき義務を負うものと言うべきである。

(3) 争点③当該入院給付金等の受領を申告しなかったことが、生活保護法第78条の「不実の申請その他不正な手段」に当たるか

ア 生活保護法第78条第1項においては、「不実の申請その他の不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村長は、その費用の額の全額又は一部を、その者から徴

収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と規定されている。

この点、「生活保護行政を適正に運営するための手引き（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」によると、生活保護法第78条第1項にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を隠蔽することとも含まれる。

イ さらに、生活保護法第78条を適用する際の基準について、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」によると、①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき、②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき、③届出又は申告に当たり特段の作為を加えていない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき、④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき、と例示されており、さらに、生活保護法第78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可否であり、生活保護法第78条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護者の間で明確にする必要がある。よって、「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」の様式を用いて、保護の実施機関が当該被保護世帯に対し、収入申告の必要性及び義務について説明を行ったことや当該被保護者がその説明（収入に変動があった場合、速やかに保護の実施機関に申告することや申告等を怠った場合は、生活保護法第78条の適用を受け全額費用徴収されること等）を理解したことを保護の実施機関と被保護者世帯とで共有し明確にすること、とされている。

ウ 以上のことを踏まえ、本件についてみると、審査請求人は、平成29年5月17日付け及び平成29年3月30日付けで処分庁の担当職員から生活保護受給中における収入申告の義務についての説明を受け「生活保護法第61条に基づく収入申告についての確認書」に署名押印している。また、平成30年1月25日、審査請求人が二男と共に処分庁の担当職員から「生活保護のしおり」を提示されて生活保護制度の説明及び生活保護受給中における権利・義務についての説明を受けており、当該「生活保護のしおり」には、生命保険金が収入に当たる旨の記載がある。さらに、処分庁から提出された物件（平成29年6月8日付け、同年7月6日付け及び同月11日付けケース記録の写し）から、本件処分よりも前に、審査請求人は処分庁の担当職員から本件とは別件の審査請求人の二男の個人年金保険加入について契約内容、保険料支払等が分かる

書類の提出を指導されたことがあり、二男の個人年金保険の解約返戻金受領についての収入申告を行い、収入認定を受けたことがあることが確認できる。これらのことから、審査請求人は、当該収入申告義務についての認識はあったとする処分庁の判断に不合理な点はない。

また、本件入金については、外部からの情報提供に基づき処分庁が生活保護法第29条の規定による調査を金融機関及び生命保険会社へ行ったことにより発覚したものであり、審査請求人が自ら進んで申告を行ったものではないことが認められる。

これらのことから、審査請求人は、複数回にわたり処分庁から、口頭及び書面により収入申告の義務について説明を受け、その内容を理解し、本件入金を処分庁に対し申告すべき義務があることを認識していたと認められるにもかかわらず、本件入金後もこれを申告することがなかったのであるから、生活保護法第78条の条項を適用する際の判断基準である「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定について」にあるように「①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」に該当し、消極的に申告義務がある事実を認識しながらその申告をしなかったものと認められる。よって、本件処分における生活保護法第78条の適用に係る処分庁の判断は妥当である。

(4) 争点④徴収金額は妥当か

処分庁は、本件処分において費用徴収額を決定するに当たり、平成23年7月28日及び平成24年1月13日に受領した100,147円及び190,062円については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項の規定により返還請求権の消滅時効の5年を経過しているため、生活保護法第78条に基づく徴収はできないものと判断し、平成30年4月6日以降に受領した入院給付金等の合計額375,016円について生活保護法第78条を適用した。また、本件処分は、平成31年3月23日付けで行われているため、平成26年3月22日以前に支弁した保護費からの返還を求めることはできないところ、本件処分においては平成26年11月から平成27年2月までに支給した保護費からの返還を決定しているため、処分庁が決定した徴収金額は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

令和5年2月22日	諮問書を受理
令和5年6月6日	第1回審議
令和5年6月7日	処分庁に対し調査を実施
令和5年6月23日	処分庁から回答書を受領
令和5年7月11日	第2回審議
令和5年7月28日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続について

当審査会に提出された諮問書の添付書類等によれば、本件審査請求に関する審査庁及び審理員の審理の経過は次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和元年5月20日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- (2) 処分庁は、令和元年8月9日付けで、審理員に対し弁明書及び証拠書類等を提出した。
- (3) 審査請求人は、令和元年9月3日付けで、審理員に対し反論書を提出した。
- (4) 処分庁は、令和4年10月7日付けで、審理員に対し再弁明書を提出した。
- (5) 審理員は、令和4年10月14日付けで、処分庁に対し物件の求めを行い、処分庁は令和4年10月28日付けで、審理員に対し物件の提出要求に応じて書類等の物件を提出した。
- (6) 審理員は、令和5年2月8日付けで、審査庁に対して審理員意見書及び事件記録を提出した。
- (7) 審査庁は、令和5年2月22日付けで、本審査会に対し諮問を行った。

以上のとおり、本件審査請求に係る審査庁及び審理員の審理手続については、行政不服審査法の規定に従い適正な審理手続が行われたものと認められる。

2 当審査会における調査の実施について

当審査会は、行政不服審査法第81条第3項において準用する行政不服審査法第74条の規定により、処分庁に対し調査を行い、①審査請求人が被保険者、審査請求人の母が契約者となっている生命保険による入院給付金等を受け取っていた期間中に、審査請求人から処分庁に提出された収入申告書、②審査請求人自身が契約者となっていない保険契約による、審査請求人名義の口座への入院給付金等の入金を世帯の収入として申告の義務があることを認識していたことが分かる資料の提出を求めた。

調査の結果、①について、審査請求人から提出された収入申告書の生命保険等の給付金の欄に、入院給付金等受領の記載がなかったことを確認した。また、②について、該当する資料はないことを確認した。

3 本件審査請求の争点について

当審査会においては本件審査請求における争点として、生活保護法第78条(費用の徴収)適用通知及び同法同条による徴収金納付命令書へ本件処分適用理由の適正な記載があるか(争点1)、生活保護受給者を被保険者として当該保護受給者以外の者が保険契約を締結している場合に、保険契約の入院給付金等受領について生活保護法第61条による申告が必要か(争点2)、当該入院給付金等受領について申告しなかったことが、生活保護法第78条「不実の申請その他不正

な手段」に当たるか（争点3）及び徴収金額は妥当か（争点4），について検討する。

- (1) 争点1 生活保護法第78条（費用の徴収）適用通知及び同法同条による徴収金納付命令書へ本件処分適用理由の適正な記載があるか

ア 本件審査請求において，審査請求人は，本件処分についての理由を生活保護法第78条（費用の徴収）適用通知及び同法同条による徴収金納付命令書に記載していない旨主張しているが，処分庁は，「（平成31年3月23日付け30高福管第5901号）生活保護法第78条（費用の徴収）適用通知及び同法同条による徴収金納付命令書」において，審査請求人が「受領した入院給付金の無申告による」と記載しており，適用理由は一応適正に記載されていると言える。

なお，本件における適用理由の記載はいささかに簡潔すぎ，容易には理解できない面もあることから，今後の運用に当たっては，申告義務のある収入の特定，申告義務があったこと，申告義務を認識しながら申告義務に違反したことなどを，審査請求人が理解しやすいように分かりやすく記載することが，より望ましいことをここに指摘しておく。

- (2) 争点2 保護受給者を被保険者として当該保護受給者以外の者が保険契約を締結している場合に，保険契約の入院給付金等受領について生活保護法第61条による申告が必要か

ア 生活保護法による保護は，生活に困窮する者が，その利用し得る資産，能力その他あらゆるものを，その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし，その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるもので，最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて，且つ，これを超えないものでなければならない（生活保護法第4条第1項及び第8条）。

イ 生活保護法第4条第1項にいう「その利用し得る資産，能力その他あらゆるもの」及び同法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは，被保護者が，その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解される。

ウ 生活保護法は，「その利用し得る資産，能力その他あらゆるもの」及び「その者の金銭又は物品」について特に限定をしておらず，審査請求人の母が契約している保険契約であっても被保険者が審査請求人であり，審査請求人自身が審査請求人の口座を指定して受給した入金給付金等であれば，それによって，被保護者の最低限度の生活を維持するために活用可能な資産は増加するのであるから，保護受給中に被保護者が入院給付金等を受給した場合，これを収入認定の対象とすべきであると解される。

エ また，特定の個人名義の預貯金口座に入金された金員は，その個人に宛ててされたものであり，当該金員がその個人の資産には当たらないと評価すべき事情がない限り当該金員はその個人の収入に当たるといえ，その個人は生

活保護法第 61 条の規定に基づき、当該入金された金員について処分庁へ申告すべき義務を負うと解すべきである。

オ これを本件についてみると、処分庁の調査により、審査請求人は、審査請求人の個人口座に入院給付金等の振込を複数回受けていることが判明している。平成 30 年 8 月 13 日に 275,000 円が振り込まれ、同日 267,000 円を引き出し、7,798 円をペイディの支払いに充てており、平成 30 年 4 月 6 日に 50,016 円が振り込まれ、平成 31 年 4 月 17 日に 50,000 円が引き出されており、平成 31 年 1 月 8 日に 50,000 円が振り込まれ、同日 20,000 円を引き出し、平成 31 年 1 月 9 日に 15,988 円がケーブルテレビ利用料として支払いに充てられており、入院給付金等の一部が審査請求人の資力として費消されている。

カ 保険会社から支払われた入院給付金等により、審査請求人が最低限度の生活を維持するに活用可能な資産が増加していることから、当該入院給付金等は収入認定の対象とすべきである。

さらに、保険契約者が審査請求人の母であっても、当該入院給付金等は審査請求人名義の口座に入金され、審査請求人に宛てて支払われていることから、審査請求人は生活保護法第 61 条の規定に基づき、処分庁に対し申告すべき義務を負っていたものと言える。

(3) 争点 3 当該入院給付金等の受領を申告しなかったことが、生活保護法第 78 条「不実の申請その他不正な手段」に当たるか

ア 生活保護法第 25 条第 2 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状況を調査すると規定しているが、当該調査のみをもってしては、被保護者の生活状況を正確に把握することが困難であり、保護の円滑かつ適正な実施に支障を来すことがあり得ることから、生活保護法第 61 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないと規定しているものと解される。

イ 生活保護法第 78 条第 1 項にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することにも含まれる(生活保護行政を適正に運用するための手引について(平成 18 年 3 月 30 日付け社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知))。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発第 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」では、生活保護法第 78 条の条項を適用する際の基準が明記されているとともに、「生活保護法第 78 条の適用を厳格に実施するためにも、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、保護の実施機関と被保護者との間で明確にする必要がある」とされている。

エ このような生活保護法の規定及び趣旨を踏まえ本件についてみると、審査長が行政不服審査法第 33 条の規定による物件の提出要求に基づき処分庁から提出を受けた「生活保護のしおり（一部抜粋）の写し」、「生活保護法第 61 条に基づく収入申告についての確認書」によると、審査請求人は、生活保護の開始決定の際に生活保護のしおりの交付を受けており、「新たな収入を得たときおよび収入が増えたり、減ったりしたとき」は報告しなければならないこと等生活保護のしおりに記載があり、これに署名及び捺印を行っている。

オ また、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定に基づき処分庁から提出を受けた、「審査請求人が被保険者、審査請求人の母が契約者となっている生命保険による入院給付金等を受け取っていた期間中に、審査請求人から提出された収入申告書」には、全ての申告書様式に生命保険等の給付金の記載欄があるが、審査請求人の世帯において本件入院給付金等の受領に係る報告の記載をしたことは一度もなかった。

カ 以上のことから、審査請求人は、本件入院給付金等を申告すべき収入として認識しながらも、事実を故意に隠蔽して申告せず、「不実の申請その他不正な手段」により生活保護を受けたと言える。

(4) 争点 4 徴収金額は妥当か

ア 生活保護法第 78 条（費用の徴収）適用通知及び同法同条による徴収金納付命令書通知日は、平成 31 年 3 月 23 日であり、請求額は地方自治法第 236 条第 1 項の規定により、返還請求権が消滅時効を迎える 5 年を経過し、生活保護法第 78 条に基づき徴収ができないものを除いて請求している。

イ また、本件処分は、処分日である平成 31 年 3 月 23 日から 5 年遡り、平成 26 年 3 月 23 日以後に支弁した保護費からの返還を求めるところ、平成 26 年 11 月から平成 27 年 2 月までに支弁した保護費の額が 446,960 円と本件処分で請求する額 375,016 円を超過している。

以上のことから、請求額は妥当であると言える。

(5) 結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

4 調査審議を行った合議体の委員氏名

審査長	高林	藍子
委員	岡田	健一郎
委員	佐竹	真紀